

自衛隊条項を創設する自由民主党の憲法改正案に関し、その問題点を指摘するとともに、憲法改正手続法の抜本的改正を求める決議

### 決議の趣旨

- 1 当会は、憲法9条の2に自衛隊条項を創設する自由民主党の憲法改正案が恒久平和主義と立憲主義を危険にさらすおそれがある等の問題点を指摘し、国会に対し、熟議を尽くすまで発議を行わないよう求める。
- 2 当会は、憲法改正問題について国民に正確かつ十分な情報を提供し、熟慮の上で主体的な判断をすることを保障するため、国民の意思の適正な反映などの点で多くの問題点を抱える憲法改正手続法を抜本的に改正することを求める。

### 決議の理由

- 1 今般議論されている憲法9条改正案（自衛隊条項創設案）の内容  
2018年3月、自民党憲法改正推進本部は、憲法9条1項及び2項は残しつつも新たに憲法9条の2を設けるとして、「第1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」「第2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」との条文イメージ（たたき台素案）を多数意見として示し、以後、これをもとに「憲法改正原案」を策定して国会に提出することを目指している。
- 2 自衛隊条項創設案は恒久平和主義と立憲主義を危険にさらすおそれがあること  
(1) 日本国憲法は、理念として全世界の国民が平和的生存権を有することを確認した上で、国民の安全と生存を、軍事によることなく「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」保持するという決意の下、「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止し、戦力不保持、交戦権否認という徹底した恒久平和主義を採用している。  
そのため、自衛隊が創設された後も、政府は長きにわたり、集団的自衛権の行使をはじめ海外での武力行使や攻撃型兵器の保持は、憲法

9条によって禁止されているとの解釈を示してきた。こうした憲法9条による立憲的統制により、自衛隊の活動は専守防衛及び災害救助等に限定され、その活動については国民から理解を得てきた。

(2) ところが、2015年9月に政府が強行した安保法制の施行により、いわゆる存立危機事態における集団的自衛権の行使、重要影響事態等における戦闘地域での活動、他国の軍隊への弾薬の提供、発進準備中の他国戦闘機への給油なども自衛隊が行いうることとされた。

当会は、全国の弁護士会や日本弁護士連合会などとともに、上記安保法制は憲法9条の制約を無視して日本が他国の戦争に参加することを可能にするものであり、恒久平和主義及び立憲主義に反し違憲な法制度であることを繰り返し指摘し、その廃止を求めているが、自衛隊条項創設案は、専守防衛政策を大きく変容させ、違憲の安保法制を追認することにつながる恐れがある。

しかも、自衛隊条項創設案における「必要な自衛の措置」の意味内容は多義的であり、どのような場合に、どのような手続きで、どのような任務・権限まで認めるか、その限界が憲法上一切明らかでなく、様々な解釈の余地が残る。そのため、自衛隊の活動を専守防衛に限定してきた従来の憲法9条の政府解釈と乖離した解釈がなされるおそれがある。

さらに、「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」とされていることから、法律の定め方次第で「その他の（行政機関などの）統制」を受けるにすぎない場合もありえ、国会による民主的統制すら及ばないことにもなり、その時々々の政府の判断に委ねられることになる。そうなれば、「必要な自衛の措置」の解釈次第では、上記安保法制における「存立危機事態」の制約すらない集団的自衛権の行使も可能となり、軍事力の増強への歯止めもなくなる。戦力不保持と交戦権否認を定めた憲法9条2項が死文化し、憲法によって国家権力を制約し、国民の権利と自由を保障するという立憲主義の理念に反するとともに、恒久平和主義の意義は完全に失われることになる。

(3) 以上のように、自衛隊条項創設案については、恒久平和主義、立憲主義など日本国憲法の理念や基本原理に深く関わり、日本の国の在り方の基本を左右する問題が含まれており、現在及び将来の日本国民にとって極めて重要な問題である。

よって、当会は、自民党の憲法9条の2に自衛隊条項を創設する憲法改正案の問題点を指摘するとともに、国会に対して、熟議を尽くすまで発議を行わないことを求める。

### 3 憲法改正手続法に欠陥があること

憲法改正手続法には、①テレビ・ラジオ等による有料意見広告についての規制が極めて不十分なため、資金力のある側が大量の有料広告を流すことにより国民の冷静な判断が阻害されかねないこと、②最低投票率の定めがないためごく少数の賛成によって憲法改正がなされる可能性があり、改正憲法の正当性に疑問が生ずること、③発議から投票までの期間が最短で60日と短すぎることを等々、重大な問題点がある。

憲法9条を改正する必要があるのか、仮に自衛隊条項創設案のように改正された場合、将来の国民の自由や平和の在り方がどのように変わるのか等について、国民が議論し、憲法改正の要否、賛否を判断する機会を十分に保障する必要があるが、憲法改正手続法のこのような問題点が払拭されないままに、憲法改正の発議がなされるならば、国民に対して多面的かつ豊富に情報が提供されなくなり、国民の熟慮する機会が奪われ国民の意思が十分に反映されなくなる。

よって、憲法改正手続法の抜本的改正が必要である。

### 4 結語

憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とある。これは「戦争は自国民にとっても、他国民にとっても最大の人権侵害である」という基本認識の下に、日本国憲法が、世界の平和主義の系譜の中でも最も徹底した平和主義を採用したことを示すものである。正にこれは不戦の憲法の宣言であり、不戦は国家の憲法上の義務である

日本国憲法の恒久平和主義・立憲主義を危険にさらすおそれのある自衛隊条項創設案が議論されている今、当会は、主権者である国民一人一人が、この問題について真剣に考えることを訴えるとともに、弁護士会としての使命を果たすべく、本決議を行うものである。

2019年5月18日

群馬弁護士会